

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所の試験研究用等原子炉施設「HTTR(高温工学試験研究炉)」における定期事業者検査の開始報告の変更についての面談

2. 日時：令和4年5月16日(月) 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システム使用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、宮崎企画調査官、早川上席原子力専門検査官、

松本主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官、

澤田技術参与、清水技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 HTTR 計画課長、HTTR 運転管理課長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 1名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「事業者」という。)から、試験研究用等原子炉施設「HTTR」の定期事業者検査の開始報告の変更について、令和4年5月9日に届出された報告に基づき説明があった。

- ・令和3年度の運転中に1次ヘリウム循環機のフィルタ(以下「フィルタ」という。)の差圧が上昇傾向にあることが確認されたことから、予防保全措置としてフィルタの交換を実施する。
- ・フィルタの交換に伴い、原子炉施設の運転が相当期間停止する状況を踏まえ、当該施設を試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験研究炉規則」という。)第9条第1項第7号に基づく特別な状態にあると判断し、特別な保全計画を策定した。
- ・当該フィルタの交換に伴い、検査終了日を令和5年2月28日から未定に変更した。

○原子力規制庁から、事業者へ以下の内容を伝えた。

- ・試験炉規則第3条の8において、定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期毎に定期事業者検査を実施することが定められていることから、当該期間ごとに定期事業者検査を実施し、当該検査に係る報告を届出する必要がある。については、以下の点を精査の上、検査終了日の記載を含めて検討し、再度届出すること。
  - ① 施設管理実施計画の制改定手順
  - ② 定期事業者検査対象機器の点検頻度の考え方
  - ③ 定期事業者検査計画策定期間の考え方
  - ④ 保全の有効性評価の実施内容

○事業者から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設〔HTTR  
（高温工学試験研究炉）〕に係る定期事業者検査の開始報告の変更について

以 上